

品川区立品川産業支援交流施設 指定管理者候補者の公募について

1. 趣旨

品川区立産業支援交流施設については、平成27年の開設当初より指定管理者制度により管理運営している。令和7年3月31日をもって第二期の指定管理期間が満了となるため、新たな指定管理期間における指定管理者候補者を公募する。

2. 指定管理者が管理を行う施設

- (1) 名 称 品川区立品川産業支援交流施設
- (2) 所在地 品川区北品川五丁目5番15号 大崎ブライトコア3階・4階

3. 指定管理者が行う主な業務

- (1) 施設の管理・運営に関すること
- (2) 施設・設備の使用承認および利用料金の徴収に関すること
- (3) 産業振興事業に関すること
- (4) 自主事業に関すること
- (5) その他、区長が特に必要があると認める業務

4. 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間

5. 指定管理者候補者の選定

(1) 選定方法

品川区簡易型プロポーザル方式（公募型）

(2) 選定委員会の設置

候補者の選定にあたっては、「品川区立品川産業支援交流施設指定管理者候補者選定委員会」を設置する。

(3) 選定基準

候補者の選定にあたっては、次に掲げる事項を選定基準とする。

- ①品川区立品川産業支援交流施設の設置目的を理解していること
- ②利用者サービスの向上が図られていること
- ③少ない経費で高い事業効果が得られるよう工夫していること
- ④安定した運営が見込めること
- ⑤企画する事業内容等に妥当性、独自性、実現性があること
- ⑥産業振興に対する熱意を持って取り組む姿勢があること

6. 今後の予定

- | | | |
|------|-----|-------------------|
| 令和6年 | 7月 | 募集要項の配布 |
| | 8月 | 指定管理者候補者選定予備委員会開催 |
| | 9月 | 指定管理者候補者選定委員会開催 |
| | 12月 | 指定管理者指定の議決 |
| 令和7年 | 3月 | 指定管理業務の協定締結 |
| | 4月 | 指定管理業務開始 |